

令和7年度 日向市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改訂業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、令和7年度日向市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改訂業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定するため、令和7年度日向市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改訂業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は、人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、データ収集、分析及び関係者調整業務を行い、本市の地域特性を活かした都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を改訂することを目的とする。

本業務は、マスタープランの改訂内容のとりまとめまでと立地適正化計画の来年度改訂に向けた課題整理等までを予定している。詳細の業務内容については、特記仕様書の第2章に示すとおり。

3 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 日向市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改訂業務委託

(2) 委託内容

別添、令和7年度日向市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改訂業務委託特記仕様書のとおりに

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

(4) 契約限度額

10,326,000円以下（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託予定者選考方法

日向市プロポーザル方式実施要綱第2条（4）公募型プロポーザル方式により選考する。

5 提案者の参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者であること。

- (4) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(昭和 57 年日向市告示第 34 号)第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(平成 29 年日向市告示第 61 号)第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成 20 年宮崎県告示第 369 号)第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和 46 年宮崎県告示第 93 号)第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は法人以外の団体
 - ② 市税の滞納をしていない者
- (9) 令和 7 年度日向市建設業者等有資格者名簿(業務委託)または令和 7 年度日向市物品等納入資格者名簿に登録されていること。ただし、名簿に登録のない者については、下記 9 (6) に定める手続を行うこと。
- (10) 管理技術者は、技術提案書の提出日時点において、契約金額合計額が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている一契約当たり 500 万円以上の他の業務(本業務は含まない。契約予定も含む。)

6 審査基準

別紙「令和 7 年度日向市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改訂業務委託プロポーザル審査基準表」により評価するものとする。

7 プロポーザル実施スケジュール

期間または期日	内 容
6 月 2 日 (月)	公告
6 月 2 日 (月) ~ 6 月 13 日 (金)	参加表明書の提出期間
6 月 2 日 (月) ~ 6 月 6 日 (金)	質問受付期間
6 月 10 日 (火)	質問回答期日
6 月 20 日 (金)	参加資格通知、提案書等の提出要請
7 月 15 日 (火)	提案書等提出期限
7 月 18 日 (金)	プレゼンテーション及びヒアリング
7 月 22 日 (火)	提案書等特定、結果通知
7 月下旬	業務内容の最終打合せ、契約

※日付は予定のため、変更の場合あり。プロポーザルの事前説明会は行わない。

8 質疑の受付・回答

- (1) 受付期間 令和7年6月2日（月）～6日（金）
午前8時30分から午後5時まで（土日祝日は除く）
- (2) 提出方法 FAX又は電子メールで建設部都市政策課宛に送付する。
※到着確認を必ず行うこと。
- (3) 提出様式 様式第14号「質問書」による。
- (4) 回答期限 令和7年6月10日（火）までに、FAX又は電子メールで回答する。
- (5) その他
 - ①質問の内容を確認するために、本市から問い合わせる場合がある。
 - ②質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
 - ③参加希望者に周知すべき質問及び回答については、日向市ホームページに掲載する。
また、質問者へFAX又は電子メールにて連絡する。

9 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和7年6月13日（金） ※午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市建設部 都市政策課
- (3) 提出方法 【原本】持参又は郵便（書留郵便に限る）
持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）
【データ】電子メールにて提出 toshi@hyugacity.jp
- (4) 提出書類 以下のとおり ※資料は日向市ホームページからダウンロードすること。日向市ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/display.php?clist=0150>

提出書類	様式等		提出部数等
参加表明書類	様式第2号	参加表明書	原本1部（クリップ留め） データ一式
	様式第9号	企業の業務実績	
	様式任意	企業の業務実績を証する写し	
	様式第10号	配置予定技術者の実施体制調書	
	様式任意	配置予定技術者に係る資格証の写し、同種業務を証する写し、健康保険証の写し	
	様式第11号 ～13号	配置予定技術者の経歴	
	様式任意	配置予定技術者の経歴を証する写し	

(5) 参加表明書類の記載に関する留意事項

- ① 様式規格は、A4規格・縦のみとし、A3規格の折り込みは不可とする。
- ② 文字サイズは11pt以上とする。
- ③ 参加表明書類による用語は、日本語に限る。

④ 様式第9号の記載は、次のとおりとする。

- ・参加希望者が令和2年以降（都市再生特別措置法改定にて、令和2年9月7日に施行された防災指針を含む計画）の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を一体の計画書として策定または改訂した業務の契約実績を5件まで記載できる。
- ・都市計画マスタープランまたは立地適正化計画を策定または改訂した業務の契約実績を5件まで記載できる。
- ・同一業務を複数年に渡って契約したものは、まとめて1件とみなす。
- ・業務実績は、元請として受注したものを対象とすること。

(6) その他

令和7年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）及び令和7年度日向市物品等納入資格者名簿への追加登録を同時申請する者は、業務委託指名願（日向市ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/display.php?clist=0150>）の様式を使用し、上記(4)に掲げる提出書類とあわせて日向市競争入札参加資格審査申請書一式を提出すること。

なお、追加登録の認定は、日向市建設業者等審査委員会及び物品等入札参加者審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果は令和7年6月19日（木）までに電子メールにて通知する。

但し、当該申請を行い、名簿に登録された者が本業務の提案等を辞退した場合は、該当申請及び名簿登録を遡って取り消すものとする。

10 参加資格審査・通知

「令和7年度日向市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改訂業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、提出された参加表明書等により参加資格を審査する。

提案書等を依頼するのは書類選考のうえ上位4社以内とし、参加資格を満たす者は、令和7年6月20日（金）までに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格審査結果を通知し、提案書等の提出を求めるものとする。

なお、選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

(1) 参加資格の喪失について

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加することができない。

- ①前記5の資格要件を満たさなくなったとき。
- ②参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

(2) 令和7年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）及び令和7年度日向市物品等納入資格者名簿への追加登録を同時申請する者について

前記5（9）の資格要件を留保した上で、参加資格の審査を行い、結果を通知するが、後日、前記5（9）の資格要件を満たさないことが確定した場合は、遡って参加資格を喪失する。

11. 技術提案書提出

参加資格審査を経て技術提案書等提出依頼を受けた者は、以下の手続きで技術提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年7月15日(火) ※午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市建設部都市政策課
- (3) 提出方法 【原本】持参又は郵便(書留郵便に限る)
持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日祝日は除く)
【データ】電子メールにて提出 toshi@hyugacity.jp
- (4) 提出書類 以下のとおり ※資料は日向市ホームページからダウンロードすること。
日向市ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/display.php?clist=0150>

提出書類	様式等		提出部数等
技術提案書等	様式第8号	技術提案書	原本1部(クリップ留め) データ一式
	様式 任意	① 業務の実施方針	
		② 実施フロー、工程	
		③ 提案内容	

(5) 技術提案書の作成に関する留意事項

- ① 提案内容については、別紙1に記載の内容を必ず記載すること。
- ② 様式規格は、A3規格(横向き)を基本として、10ページ以内とし、提案書の構成については、下記の通りとする。
(必須)・「業務の実施方針」及び「実施フロー、工程」について・・・2ページ以内
(必須)・「提案内容」のうち別紙1の各事項について・・・3ページ ※各事項1ページ
(任意)・「提案内容」のうち仕様書に記載されている事項について・・・3ページ以内
(任意)・「提案内容」のうち仕様書等に記載のない自由提案について・・・2ページ以内
- ③ 図、絵、写真等の使用は、可とする。
- ④ 用いる言語は、日本語とする。

(6) 見積書

- ① 見積書の金額については、全ての業務の見積金額及び内訳金額(税抜き)を記載すること。
- ② 提出の様式は特に問わず、枚数も自由とする。

(7) 留意事項

- ① 提案書等提出後の資料追加・訂正は認めない。
- ② 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。
- ④ 提出された提案書等は返却しないものとする。

12 プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)の実施

- (1) プレゼン等は、令和7年7月18日(金)にWeb会議サービスのZOOMを使用して行うこと

を予定しているが、詳細については決定次第通知する。

- (2) プレゼン等の出席者は、本プロポーザルを担当する主任技術者を含み、1社当たり3名以内とする。
- (3) 提案書等の説明は1社につき20分以内とし、審査委員からの質疑を20分程度とする。
- (4) 説明は提案書等に記載した内容に限る。
- (5) プレゼン等は非公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- (6) プレゼン等の順番は、提案書等の提出順とする。

13 企画提案審査・通知

- (1) 審査会において、提出された提案書等並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、優先交渉権者1者、次点交渉権者1者を特定する。
- (2) 企画提案における評価項目及び評価割合は、以下のとおりとする。

・会社実績、実施体制	40%
・実施方針・実施フロー・工程計画	10%
・提案内容	45%
・見積額	5%
- (3) 提案書等の特定に係る審査対象が1社のみの場合であっても、ヒアリングを実施する。
- (4) 審査評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、最優秀者もしくは次順位者の選定を行わない。
- (5) 最高点の者が2者になった場合は、見積書に記載の金額の低い方を優先交渉権者とし、見積書に記載の金額も同額の場合は、審査会の合議により順位を特定する。
- (6) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「結果通知書」により通知するほか、日向市ホームページにおいて、優先交渉権者及び次点交渉権者を公表する。
- (7) 審査結果に関して疑義がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により市長に対しその理由の説明を求めることができる。

14 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

15 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に主任技術者が欠席した場合
- (3) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合

(4) その他審査会が不適格と認めた場合

16 プロポーザルの中止

自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合があります。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできません。

17 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによるものとする。
- (2) 本プロポーザル及び本業務を通じ、著作権法令等の法令を遵守すること。
- (3) 個人情報については、法令に基づき適正に取り扱うこと。

18 事務局（問い合わせ先）

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市建設部都市政策課都市企画係（担当：藤本、黒木）

TEL：0982-52-2111（内線 2304） FAX：0982-54-2639

メール：toshi@hyugacity.jp

別紙 1

提案内容における必須事項

今回の都市計画マスタープランの改訂において、重点的に検討することとしている「地域別構想」の内容について、貴社の考え方を提案書にまとめてください。

- ① 市街化調整区域内における「既存集落」等の維持について
 - ・人口減少、空き家・空き地の増加による環境の悪化など地域力の低下が進む集落を保全するための土地利用方針について
- ② 「産業促進」・「観光・リゾート」ゾーンの設定について
 - ・持続可能な都市を目指し、新たな雇用創出、経済波及効果を生み出すため、津波の被害を避けた高台などへの工業団地等の設置
 - ・日豊海岸国定公園に代表される沿岸部などの観光資源を活用した観光産業等の立地誘導
- ③ 事前復興計画を想定した土地利用のあり方について
 - ・南海トラフ地震による津波被災後の土地利用のあり方について